

内閣参質二一三第一三九号

令和六年五月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聰君提出岸田總理の「断絶宣言」を端緒とする地方自治体における家庭連合信者の公的施設の利用を禁じる等の決議が検討されていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出岸田總理の「断絶宣言」を端緒とする地方自治体における家庭連合信者の公的施設の利用を禁じる等の決議が検討されていることに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねは、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

五について

お尋ねは、特定の政党の活動に関するものであるが、いずれにせよ、御指摘の「種々の差別的扱い」及び「実質的な物心両面の損害」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。